

移住者に最大 150 万円の支援をします

住むなら三島移住定住サポート事業をご利用ください

市では、平成 28 年 4 月 1 日以降に住宅を取得して移住する人（要件有り）へ補助金を交付しています。市外にお住いの子ども世帯との同居・近居のきっかけに、また、お知り合いにも紹介してください。三島ライフをみんなで楽しみましょう。

補助の対象（申請時の年齢） ▶夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯▶中学生以下の子がいる 40 歳未満の世帯

補助の対象となる住宅の取得 ▶注文住宅▶建売住宅、中古住宅購入▶分譲マンション、中古マンションの購入

補助金額 ▶県外からの移住者：120 万円▶県内の市外からの移住者：50 万円▶中学生以下の子ども 1 人につき 10 万円上乗せ（最大 30 万円まで）

問合せ 建築住宅課（☎ 983 - 2750）

皆さんの意見が三島の未来をつくります

パブリック・コメントを募集しています

【パブリック・コメント制度とは】

市が基本的な政策などを策定する場合、その案に対する意見を広く聞き、それを考慮して最終的な決定をします。また、いただいた意見に対する行政の考え方を併せて公表する制度です。※各資料は市ホームページ、各担当課、市役所情報公開コーナー、生涯学習センター、各市立公民館などで閲覧可

問合せ 行政課（☎ 983 - 2615）

●少量排出事業者に係るごみ集積所利用制度の在り方（案）

内容 1 回のごみ排出量が 10kg 以下の少量排出事業者が、市に届出後、地域のごみ集積所を利用し、市が行う収集、運搬、処分により処理することができる制度に関して、今後の在り方への考えを示すもの。

応募 12 月 12 日（月）～平成 29 年 1 月 11 日（水）に廃棄物対策課（〒 411 - 0000 三島市字賀茂之洞 4703 - 94、FAX 971 - 8994、haitai@city.mishima.shizuoka.jp）。

問合せ 廃棄物対策課（☎ 971 - 8993）

●第 2 次三島市環境基本計画および地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中間見直し（案）

内容 平成 24 ～ 33 年度の 10 カ年の計画として策定した第 2 次三島市環境基本計画および地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の中間見直しをするもの。

応募 12 月 15 日（木）～平成 29 年 1 月 13 日（金）に環境政策課（〒 411 - 0858 中央町 5 - 5、FAX 976 - 8728、kankyoushou@city.mishima.shizuoka.jp）

問合せ 環境政策課（☎ 983 - 2647）

●第 2 次三島市子ども読書活動推進計画【改訂版】（案）

内容 平成 24 ～ 33 年度の 10 カ年を計画して策定した第 2 次三島市子ども読書活動推進計画の中間見直しをするもの。

応募 12 月 15 日（木）～平成 29 年 1 月 15 日（日）に図書館（〒 411 - 0035 大宮町 1 - 8 - 38、FAX 983 - 0876、tosyokan@city.mishima.shizuoka.jp）

問合せ 図書館（☎ 983 - 0880）

●三島市健康づくり計画（中間見直し）および第 2 次三島市歯科口腔保健計画の策定（案）

内容 平成 24 ～ 33 年度の 10 カ年の計画として策定した「三島市健康づくり計画」の中間見直しをするもの。併せて第 1 次三島市歯科口腔保健計画の計画期間が平成 28 年度で終了するため、第 2 次三島市歯科口腔保健計画を策定するもの。

応募 12 月 16 日（金）～平成 29 年 1 月 16 日（月）に健康づくり課（〒 411 - 0832 南二日町 8 - 35、FAX 976 - 8896、kenkou@city.mishima.shizuoka.jp）

問合せ 健康づくり課（☎ 973 - 3700）

●三島市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（案）

内容 社会福祉法第 58 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉法人に対する助成の手続きに関して、必要な事項を定めるもの。

応募 12 月 15 日（木）～平成 29 年 1 月 16 日（月）に福祉総務課（〒 411 - 8666 北田町 4 - 47、FAX 976 - 5555、hukusou@city.mishima.shizuoka.jp）

問合せ 福祉総務課（☎ 983 - 2610）

パブリック・コメント募集予告

●第 2 次三島市都市計画マスタープラン（案）

募集期間 平成 29 年 2 月 6 日（月）～ 3 月 7 日（火）

問合せ 都市計画課（☎ 983 - 2631）

災害時に地域の命を救う

市内では、自治会ごとに自主防災組織が設置されています。日ごろから地域の防災訓練を実施・参加し、訓練内容の見直しも行っています。

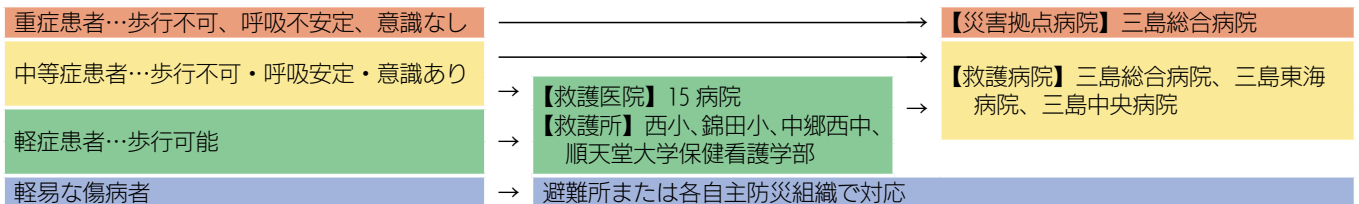
災害発生直後を想定した訓練を実施しよう

初期消火活動	消火器、バケツリレー、消火栓などを使用した消火訓練
住民の安否確認	安否確認訓練（黄色いハンカチ作戦など）
避難誘導	要配慮者（高齢者、障がい者）の避難誘導訓練
救出・救助活動	パール・ジャッキなどの使用方法の確認
医療救護活動	身近な物を使用した応急手当、三角巾使用、担架搬送
地域内の被害情報収集	地域の被害を自主防災組織の本部へ情報集約する訓練

●改めて、自分の自主防災組織を確認

- 発災後に地域で集まる一時避難地を知っている
- 自主防災組織の災害対策本部を知っている
- 防災倉庫の位置や何が入っているかを知っている
- 自主防災組織が保有する消火器の位置を知っている
- 自主防災組織の各班の役割分担を知っている

救護活動の流れを確認してみよう～震度6以上の医療体制～（搬送は家族や自主防災組織で実施）



災害時に搬送する病院・救護所を確認

大規模災害時、病院への搬送は、家族や自主防災組織で行うこととなります。改めて、確認しましょう。

●救護医院一覧

旧市内 鈴木整形外科医院、三島メディカルセンター、山口医院、川崎内科医院、がくとう整形外科クリニック、辻林内科

北上地区 芹沢病院、とくら山口医院、渡辺整形外科

中郷地区 後藤外科胃腸科医院、三愛医院、高野内科循環器科クリニック、川島胃腸科外科クリニック、斉藤医院、三島共立病院

●注意事項

震度6弱以上の地震が発生すると、一般の病院は原則的に休院し、医師は救護所などに集合し、災害医療活動を行うこととなっています。けがの程度に応じた指定の病院などに搬送してください。

問合せ 危機管理課 ☎ 983 - 2655

ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者を知っていますか

市では、災害時に自力で避難することが困難で、家族の支援を受けることができず、家族以外の第三者による避難支援を必要とする人（避難行動要支援者）の名簿の整備を進めています。

●対象（在宅で生活し以下のいずれかに該当する人）

- ①要介護認定3～5 ②身体障害者手帳1～2級 ③精神障害者保健福祉手帳1～2級 ④療育手帳A判定 ⑤難病患者 ⑥80歳以上の一人暮らしまたは80歳以上のみの世帯 ⑦自治会が支援の必要があると認めた人

●名簿について

内容 ①氏名②生年月日③住所④性別⑤電話番号⑥自治会・町内会名⑦組・班⑧避難支援が必要となる理由

活用方法 避難の際に、避難行動要支援者ができる限り支援を受けられるよう、市が平常時から名簿を次の人へ提供しています。※情報提供に同意した人の情報

避難支援など関係者 地元自治会・町内会、民生委員、消防機関、避難支援者（隣近所で支援をする人）など

命を守る第一歩、情報提供にご協力を

名簿に基づく支援体制づくりは、地域ぐるみの活動として取り組まれています。大規模災害では、誰もが被災者となる可能性があり、地域の住民が互いに助け合うために、避難行動要支援者名簿は必要となります。

災害時には命を守ることが最優先であり、平常時からの備えが大切です。名簿への記載を同意していない人には、後日、市役所から同意確認の通知を送付します。関係者に名簿が配布されたとしても必ず助けてもらえるわけではありませんが、内容などをご理解の上、ご協力をお願いします。※個人情報保護されます。

問合せ 福祉総務課 ☎ 983 - 2610